

## 民法（債権関係）の改正に関する要綱案の取りまとめに向けた検討(2)

### 目次

|                 |   |
|-----------------|---|
| 第1 事情変更の法理..... | 1 |
| （参考）比較法資料 ..... | 7 |

## 第1 事情変更の法理

事情変更の法理を明文化することの要否，明文化することとした場合における要件及び効果について，どのように考えるべきか。

○中間試案第32「事情変更の法理」

### 第32 事情変更の法理

契約の締結後に，その契約において前提となっていた事情に変更が生じた場合において，その事情の変更が次に掲げる要件のいずれにも該当するなど一定の要件を満たすときは，当事者は，[契約の解除／契約の解除又は契約の改訂の請求]をすることができるものとするかどうかについて，引き続き検討する。

ア その事情の変更が契約締結時に当事者が予見することができず，かつ，当事者の責めに帰することのできない事由により生じたものであること。

イ その事情の変更により，契約をした目的を達することができず，又は当初の契約内容を維持することが当事者間の衡平を著しく害することとなること。

(補足説明)

#### 1 総論

事情変更の法理についてのパブリック・コメントの結果をみると，現行法の下で，信義則に基づく例外的な法理として事情変更の法理が存在していることについては基本的に異論はなかったが，そのような事情変更の法理を明文化することの当否については，それが例外的に存在するものであることからそもそも明文化する意義に乏しいとの指摘があった。また，裁判実務上事情変更の法理が認められるのが極めて例外的な場合に限られており，下級審裁判例を含めても認容事例はそれほど多くはないことを踏まえ，大きな事情の変更があれば契約の改訂・解除を求めることができるとの誤ったメッセージとなって伝わることになるとの指摘や，あるいは明文の規定を根拠として合理性のない，濫用的な主張がされるおそれが飛躍的に高まる懸念があるとの意見が多く寄せられている。

もともと，上記のように明文化に反対する意見には，①主に要件面についての懸念から反対の立場を取るものと，②主に効果面において特に契約の改訂を裁判所の関与で認めることに対する懸念から反対の立場を取るものがあり，明文化の要否を議論する前提としても，個々に検討をすることが必要といえる。

そこで，以下では，要件論と効果論とに分けて，検討をすることとする。

#### 2 効果論

事情変更の法理の効果面に関しては，事情変更の法理の明文化に賛成の立場からも契約の改訂を認めることは適切ではないとの指摘が少なくなく，他方，事情変更の法理の明文化に反対の立場からは特に契約の改訂を認めることが適切でないとの意見を明示するものが少なくなかった。その理由としては，裁判官が適切に契約の改訂をすることが

可能か疑問があるといった懸念や、当事者の予測可能性が著しく損なわれるといった懸念のほか、司法権の限界を超えるのではないかと懸念や裁判所の負担が過大であることを挙げるものもあった。これらの論拠の一つ一つに対しては、なお反論があり得ると考えられるが、現状としては、総じて、契約の改訂を効果として明示することに対しては反対意見が極めて強い状況にある。

また、契約の改訂については、技術的な論点として、改訂の範囲に限界はないのか（単純な給付金額の増減額のみか、それ以外の契約条項の変更をも対象とするものか。）という検討が必要となる。この点について、従前の裁判例で散見される契約改訂の認容事例は、いずれも給付金額の増減額に関するものであるが、これに限定してよいかなどが問題となる。また、すべての契約を対象とするか何らかの限定があり得るか、契約の改訂と解除とではどちらの要件がより加重されるのかといった点についての検討も必要になる。しかしながら、これらの実体的要件の具体化については、これまでのところ、必ずしも十分な議論の蓄積があるとはいえないと考えられる。

さらに、契約の改訂を一定の要件の下で認めることとした場合には、その手続的要件やこれを実現するための裁判手続をどのように仕組むか、例えば、それを裁判上の行使に限ることとするか、契約の改訂を求める手続と契約上の権利を訴訟物とする本案訴訟との関係をどのように整理するかといった論点についての検討も必要になる。

以上に対し、契約の改訂をも効果として認めるべきであるとの意見も一定数寄せられた。その主たる理由は、解除では対応することができない事態は想定し得るから、契約の改訂も効果として認めるべきであるとするものである。確かに、金銭を貸し付けた後に戦後のハイパーインフレによる貨幣価値の極めて大幅な下落があった事例を始めとして様々な事例を想定すると、解除のみでは救済が困難と思われる事例も想定されないではなく、解除以外の方法を認める必要性を直ちに否定することはできないものと考えられる。このような観点からは、事情変更の法理に基づく解除についての規定のみを設けると、契約の改訂を解釈上導くことまで困難にするおそれがあるとの指摘があり得る。しかし、特殊な解除権の発生根拠規定として明文規定を設けることは、それ以外の効果を事情変更の法理又は信義則から導き出すことを否定する立法的判断がされたことを直ちに意味するものではなく、契約の改訂の当否についてはこれまで同様に解釈にゆだねられているとの整理は可能であると考えられる。

以上の現状認識や今後の検討課題の内容等を総合的に考慮すれば、事情変更の法理の効果として明文化を図るのは解除に限定することとして検討を進めるのが適切であると考えられるが、どうか。

### 3 要件論

#### (1) 検討すべき事項

事情変更の要件として、中間試案では、

- ① 契約の締結後に、その契約において前提となっていた事情に変更が生じたこと
- ② その事情の変更が契約締結時に当事者が予見することができず、かつ、当事者の責めに帰することのできない事由により生じたものであること

③ その事情の変更により、契約をした目的を達することができず、又は当初の契約内容を維持することが当事者間の衡平を著しく害することとなることを一つの例として挙げている。

ここで挙げられた3要件については、主として、それが抽象的であり、その当てはめの結果が予測し難いといった指摘や、事情変更の法理の適用に対して極めて慎重な立場を取る判例の立場が十分に表現されているとはいえないといった指摘が寄せられている。

特に、後者の指摘との関係では、事情変更の法理の要件が示された指摘される最判平成9年7月1日民集51巻6号2452頁（以下「平成9年最判」という。）は必要な範囲で要件の一部（予見可能性及び帰責性）を摘示したものにすぎず、かつ、通常の意味における予見可能性や帰責性とは異なるより高度なものが要件として想定されているのではないかの指摘がある。

そこで、②の要件については、その種の要件が必要であることについては異論はないと思われるものの、その表現についてはなお検討が必要であると考えられる。

また、③の要件については、通説的な見解において「当該事情変更の結果、当初の契約内容に当事者を拘束することが信義則上著しく不当であると認められること」（以下「著しい不当性要件」という。）と表現されていた要件を参照しつつ、より適切と考えられる表現に改める趣旨で試みに提示したものであって、平成9年最判が摘示したのではない。このため、③の要件が適切なものといえるかについても、なお検討が必要である。

そこで、以下では、②及び③の要件を中心に検討を行うこととするが、検討に当たっては、事情変更の法理の当てはめを極めて厳格に行っていると評価されている判例の立場を前提として要件の在り方を検討するのが適切であると考えられる。すなわち、契約が締結された以上、前提となった事情に変更があったとしても、基本的にこれに従うのが当然であると考えられるし、事情変更の法理によってその拘束力から離脱することを容易に認めることは適切ではないとの指摘が多数寄せられたことを踏まえれば、従前の判例の立場は合理的なものとして支持し得ると考えられるからである。

## (2) ③の要件について

学説上は、事情変更の法理が認められる類型として「等価関係の破壊」、「経済的不能」、「契約目的の達成不能」の三つがあるとしている。中間試案では、このうち「等価関係の破壊」と「経済的不能」とをまとめて「当初の契約内容を維持することが当事者間の衡平を著しく害することとなること」で表現し、「契約目的の達成不能」を「契約をした目的を達することができ（なくなる）」と表現したものである。

そこで、各類型ごとに典型的な事例を挙げつつ、③の要件の当否を検討する。

まず、「等価関係の破壊」については、戦後のインフレ期に地価が高騰した場合における売主からの解除の事案などがその適用事例であり、こういった極めて大きな価格変動が生じた場合が一つの適例であるといえることができる（なお、新幹線予定地指定に伴う6倍の地価上昇について最判昭和56年6月16日判例時報1010号43頁は事情変更の原則の適用を否定した。）。もっとも、給付対象についての価格変動自体

は様々な要因で生ずるところ、その要因が契約当事者にとって予見可能なものであった場合には、予見可能性の要件（②の要件）が欠けるため、事情変更の法理による解除はできないことは当然である。したがって、例えば、一定の価格変動が生じた場合の手当を契約において特に定めていたような場合には、価格変動はまさに契約において予見されたリスクであるから、事情変更の法理が適用されることはないものと解される。

次に、「経済的不能」については、戦争や大災害の発生により、契約当事者の一方にとって、契約の履行が可能ではあるが、経済的にみて著しく困難になったときをいうといわれる。もっとも、これを純粹に戦争や大災害の発生による支払能力の欠乏の場合（戦争等により全財産を焼失したといった場合）にも適用があり得るとすると、そのような場合には、契約を解除することが可能となりそうであるが、このような結論は妥当とは思われない。そこで、このようなケースを排除する必要があるが、これを上記①の要件の問題として整理する（例えば、債務者の支払能力の問題は契約の前提となった事情とはいえないとする。）か、③の要件の問題として整理する（契約を維持しても当事者間の衡平は著しく害しないとする。）ことが考えられる。

また、上記の支払能力の欠乏の事案を除外して「経済的不能」を理解する場合には、契約の履行が経済的にみて困難という概念については、契約の履行が債務者にもたらす不利益と債務者にもたらす利益とを対比して困難性を把握することになるものと解される。しかし、この判断は契約の履行に伴う当事者の負担の均衡を対比するものといえ、結局のところ、等価関係の破壊と同様の判断基準と整理することができるようにも思われる。そうであるとすれば、独立に「経済的不能」の類型を想定する必要はないとの整理もあり得るところである。

最後に、「契約目的の到達不能」については、大判昭和19年12月6日民集23巻613号があり、宅地建物等価格統制令が施行され、価格の認可が必要となり、その手続に相当期間を要する上、認可価格によっては契約が失効する可能性があるとしてされた事例について買主からの解除を認めている。

この類型については、「契約（をした）目的」とは何かが問題となるところ、債務不履行解除の要件等において使用される概念と同一の概念であり（中間試案第11の1、第36の2）、一般に、解除権を行使しようとする当事者の一方的な主観的意思ではなく、かつ、当事者双方が合意して契約の内容や条件等になっているものでもないとして理解されている。例えば、窓から見える花火を楽しみにしてある部屋を借りた借主が花火大会の中止をもって事情変更にあたると主張することは、当事者の一方的な主観的意思に過ぎないものとして、許されない。また、その事例で、仮に花火の見える部屋を提供することが契約の内容になっていれば履行不能となるし、解除条件となっていればその条件成就であるから、いずれも事情変更には該当しない。

もっとも、「契約目的の到達不能」において想定される花火大会の事例や国家的パレードを見るために部屋を賃借した事例などは、等価関係の破壊類型においては戦争等による貨幣価値や不動産価値の数十倍、数百倍の変動などが想定されていることと比べ、事情の変更につき予見不能等とはいえないとも思われる。両者の類型間で予見可

能性の程度等に違いがあるとみるのか、あるいは、花火大会等の事案は「契約目的の到達不能」の類型への該当性が一応は問題となるものの、その要件を充足しないため事情変更の法理は適用されないと整理されるのかについても検討が必要である。

以上の検討の結果を踏まえ、それらを③の要件に落とし込むことが適当かどうかを検討するとともに、併せて、③の要件の文言の修正の要否、さらには、③の要件に「信義則上著しく不当である」、「著しく信義に反する」といった要件を付加するかも検討の余地があると思われるが、どのように考えるべきか。

### (3) ②の要件について

②の要件については、上記のとおり、平成9年最判は「自然の地形に手を加えて建設された・・施設は、自然現象によるものであると人為的原因によるものであるとを問わず、将来にわたり災害の生ずる可能性を否定することはできず、これらの危険に対して防災措置を講ずべき必要の生ずることも全く予見し得ない事柄とはいえない」とする。その最高裁調査官の解説においては、事情変更の対象となったのり面崩壊の具体的な危険の予測は必要でないとか、その原因が当時の技術水準に照らして予測できなかったというだけでは足りないなどとし、崩壊は我が国で通常予測し得ない激甚災害などによって生じたといえないなどとして予測可能性及び帰責事由があったことは明らかであるとした上で、上記のとおり、債務不履行の損害賠償責任等を判断する場合における予見可能性や帰責事由とは質的に異なるより高度なものが想定されているとする。

そこで、②の要件については、「当事者が予見することができず」及び「当事者の責めに帰することのできない」の部分より制限的な内容のものとして提示する方策を検討することが考えられる。

この方策として、「想定を超える自然災害、大事故、戦争」などを例示することが考えられる。しかし、平成9年最判も、一定の立地条件の施設における防災措置に関して判示したものにすぎないから、当該事案において激甚災害とはいえない程度の通常予測可能な台風等による大雨でのり面の崩壊が予見可能であるとされたとしても、他の事例においては同様にはいえないこともあり得る。そうすると、事情変更の原因となった事由として「想定を超える自然災害、大事故、戦争」などを例示することは必ずしも適切ではないとも考えられる。また、そもそも、事情変更の法理における予見可能性の要件の対象を、事情の変更そのものとするか、事情の変更の原因となった事由とすべきかについても検討が必要である。中間試案においては、事情の変更の原因となった事由（対価として支払うべき金銭の価値の変動が変更した「事情」であるとするれば、その原因となった「戦争」が「事由」に該当すると理解することができる。）が予見可能性及び帰責性の対象とされていたが、契約において引受けがあったか否かを定めるのはあくまでも「事由」ではなく、「事情の変更」そのものと解することもあり得る（ある一定の「事由」に基づく「事情の変更」については予見が不能である等といえるが、それ以外の事由に基づくものについてはそうはいえないということがあり得るとすれば、双方が一体となって予見の対象となるべきであるとの考え方もあり得ると思われる。）。そして、このような考え方が適切であるとした場合には、予見可

能性等の対象を「想定を超える自然災害、大事故、戦争」などと例示することは困難である。

例示以外の方法としては、「(予見することが) 極めて困難」といった抽象的な文言を付加することで要件を加重するといった方策があり得るが、これが適切か否かを検討する必要がある。

以上を踏まえつつ、②の要件につき、これをより制限的な内容のものとして提示する観点からどのように考えるべきか。

#### (4) ①の要件について

①の要件については、「契約において前提となっていた事情」との表現の当否のほか、「変更が生じた場合」との表現を加重することの可否が問題となり得る。パブリック・コメントにおいても、「著しい変更」などとすることが適切であるとの指摘があった。

しかし、平成9年最判は我が国において通常想定される程度の大雨によるのり面の崩壊による事情の変更につき、「事情の変更」すら生じていないとはせず、それが予見不能でなかったなどとしたものであり、必ずしも①の要件を厳格に解していないように思われる。また、判例のような判断枠組みは、同一の事情であっても契約類型や契約に至った事情によればそれが予見不能といい得ることもあり得ることを考慮すれば、柔軟で適切であるともいえる。

そうであるとする、①の要件を厳格化する文言を付すことは必ずしも適切ではないとも考えられる。

以上を踏まえつつ、①の要件につき、どのように考えるべきか。

## 4 その他

### (1) 契約は守られるべきであるとの原則の明文化について

パブリック・コメントにおいては、事情変更の法理を明文化することに賛成の立場からも、それが例外的な法理であることを条文中明示すべく、例えば、契約は守られなければならないことを規定すべきであるとの意見が寄せられている。

このような意見の趣旨は、事情変更の法理が例外的なものであることを明示的に明らかにすれば、国民の誤解や濫用的な利用を回避することができるとの期待に基づくものであり、合理的なものといえる。

もっとも、事情変更の法理について解除権のみを効果として定めることとする場合に、契約は守られなければならないことを本文中で規定し、その例外として解除権の発生を定めることとすれば、事情変更の法理の効果は解除のみであると整理したとの誤解を生じさせるおそれがある。

また、ここで原則論として規定しようとする内容が「契約を守る」、「契約の内容を遵守する」といったことであるとする、果たして法令に規定すべき事項か疑問がある。むしろ、事情変更による解除の規定を設ける趣旨の説明ぶりについて、いったん成立した契約は解除等によらなければ解消されないということを前提に、事情変更があった場合における特殊な解除が追加される形式を取ったと整理することでも、その例外性は十分に表現されているとも考えられる。

いずれにしても、このような原則論の明示は、事情変更の法理についてどのよう

な要件を設けるかと関連することから、その要件に明確性が欠ける部分があるといわざるを得ない場合に、改めて検討すべき課題と考えられるが、どうか。

## (2) 労働契約との関係について

パブリック・コメントにおいては、労働契約の分野にも事情変更の法理が適用されるとすれば使用者に新たに労働条件変更の手段を与えることになることや、労働組合の意見・協議手続を組み入れるなど特別法（労働契約法）の中で慎重な検討が不可欠であることなどを指摘し、民法に事情変更の法理を明文化する規定を設けることに反対する意見が寄せられた。

もっとも、契約の改訂については事情変更の法理の効果として明文化しないことを前提とする場合には、労働条件の変更の手段を明文で与えることにはならないものである。

そして、事情変更の法理は現在もその存在につき異論のないものであるところ、仮に明文規定を設けたとしても、事情変更の法理に基づく解除権と解雇権との関係は、現状とは異なるものといえる。

加えて、事情変更の法理の適用が極めて厳格にされており、それを前提に明文化が行われることに照らせば、整理解雇や普通解雇であっても、要件の不充足により事情変更の法理は実際には適用されないと考えられる。

以上を踏まえると、労働契約の分野には、特段の影響を与えるものではないようにも思われるが、どうか。

## (参考) 比較法資料

部会資料第48の「別紙 比較法資料」を再掲したものである。

### 第4 事情変更の法理

#### 〔ドイツ民法〕

##### 第313条（行為基礎の障害）

- (1) 契約の基礎となった事情が契約締結後に著しく変更し、かつ、両当事者がこの変更を予見していたならば契約を締結せず、または異なる内容の契約を締結したであろう場合において、個々の事案におけるあらゆる事情、特に契約上または法律上のリスク配分を考慮して、契約を変更せずに維持することが当事者の一方にとって期待不可能であるときは、契約の改訂を求めることができる。
- (2) 契約の基礎となった重要な表象が誤りであることが明らかになったときも、事情の変更と同様とする。
- (3) 契約の改訂が不可能であるか、または当事者の一方にとって期待不可能であるときは、不利益を受ける当事者は、契約を解除することができる。継続的債権関係については、解約告



知権が解除権に代わる。

#### 〔フランス民法改正草案（カタラ草案）〕

##### 1 1 3 5 条の 1

継続履行契約または分割履行契約においては、当事者は、諸状況の結果により、給付相互間の当初の均衡が乱され、契約が当事者の一方にとってあらゆる利益を失うという事態が生じたときは、その合意の変更について交渉する義務を負うことができる。

##### 1 1 3 5 条の 2

前条に定める条項がないときは、契約において利益を失う当事者は、大審裁判所所長に対して、再交渉の命令を求めることができる。

##### 1 1 3 5 条の 3

場合により、前条の交渉についても、本章第 1 節の規定が適用される。

信義誠実に反する場合を除き、交渉の挫折によって、各当事者に対して、費用および損害の填補なしに、契約を解約する権能が与えられる。

#### 〔フランス民法改正草案（司法省草案 2 0 0 8 年版）〕

##### 1 3 6 条

予見不能かつ克服不可能な事情の変更により、そのリスクを引き受けていない当事者にとって履行が過大な負担となったときは、その当事者は相手方に対して再交渉を求めることができる。ただし、再交渉の期間中、当事者は債務の履行を継続しなければならない。

再交渉が拒絶されまたは不調に終わったときは、裁判官は、当事者が合意した場合には契約の改訂を進めることができ、またそれ以外の場合には裁判官が定める日時および条件において契約を終了させることができる。

#### 〔フランス民法改正草案（司法省草案 2 0 0 9 年版）〕

##### 1 0 1 条

予見不能な事情の変更により、そのリスクを引き受けていない当事者にとって履行が過大な負担となったときは、その当事者は相手方に対して再交渉を求めることができる。ただし、再交渉の期間中、当事者は債務の履行を継続しなければならない。

再交渉が拒絶されまたは不調に終わったときは、裁判官は、当事者が合意した場合には契約の改訂を進めることができ、またそれ以外の場合には裁判官が定める日時および条件において契約を終了させることができる。

#### 〔フランス民法改正草案（テレ草案）〕

##### 9 2 条

当事者は、たとえ義務の履行がより大きな負担となるときであっても、義務を履行しなければならない。

それにもかかわらず、予見し得ない事情の変更により当事者の一方にとって義務の履行が過大な負担となり、かつ、契約の締結時に当事者がそのリスクを引き受けていないときは、当事者は、契約を改訂または終了させるために契約の再交渉を行わなければならない。

合理的な期間内に当事者が合意に達しないときは、裁判官は、当事者の正当な期待を考慮して契約を改訂し、または、裁判官が定める日時および条件において契約を終了させることができる。

#### 〔イタリア民法〕

##### 第1467条（相関する給付を伴う契約）

- (1) 継続的もしくは定期的な履行を目的とする契約または履行まで期間を要する契約において、異常かつ予見不可能な事情の発生によって当事者の一方の給付が過度に負担となったときは、その履行の義務を負う当事者は、1458条に定められた効果をもって、契約の解除を請求することができる。
- (2) 後発的に生じた負担が契約における通常の危険に属するものであるときは、解除を請求することはできない。
- (3) 解除の請求を受けた当事者は、契約条件を衡平に変更することを申し出ることによって、その解除を免れることができる。

##### 第1468条（当事者の一方のみが債務を負う契約）

当事者の一方のみが債務を負う契約に関するときは、前条に定める要件の下で、その当事者は、衡平を回復するのに十分な給付の縮減または履行の態様の変更を請求することができる。

#### 〔オランダ民法〕

##### 第6編258条

- (1) 裁判官は、当事者の請求に基づき、契約を変更しないまま維持することを信義誠実に従って他方当事者が期待してはならないような予見し得ない諸事情に基づいて、契約の効果を変更または契約の全部もしくは一部を解消することができる。変更または解消については、遡及効を付与することができる。
- (2) その諸事情が、契約の性質または取引上の了解に基づいて、それを主張する当事者の責任に帰せられるものである限り、変更または解消は命ぜられない。
- (3) 本条の適用に関し、契約上の権利または義務を引き受けた者は、契約の当事者と同様とする。

#### 〔ロシア民法〕

##### 第450条 契約の改訂および解除の事由

- 1 契約の改訂および解除は、本法、その他の法律または契約に別段の定めがない限り、当事者間の合意によってのみ行うことができる。
- 2 当事者の一方の請求により、契約は、以下の場合においてのみ裁判所の決定に基づいて改訂または解除され得る。

(1) 他方当事者による契約の重大な違反がある場合。

(2) 本法，その他の法律または契約によって規定されるその他の場合。

一方当事者による契約違反は，契約締結時に他方当事者が期待し得たものを著しく失わせるような損失を他方当事者に生ぜしめるときは，重大なものと見なされる。

3 契約の全部または一部の履行について一方的な拒絶がなされた場合において，その拒絶が法律または当事者間の合意により許容されているときは，契約はそれによって解除または改訂されたものと見なされる。

#### 第451条 事情の重大な変更による契約の改訂および解除

1 契約締結時に両当事者が前提としていた事情に重大な変化が生じたときは，契約に別段の定めがある場合またはその契約の性質からそのように解される場合を除き，契約の改訂または解除の事由となる。

当事者が合理的に予期し得たならばその契約は当事者によって決して締結されなかった，または著しく異なる条項において締結されていたであろうと考えられる程度に事情が変更したときは，事情の変更は重大なものと見なされる。

2 契約を本質的に変更した事情に適応させるための合意または契約を解除するための合意が当事者によって達せられなかったときは，以下に定める要件が全て同時に満たされる場合には，関係当事者の請求に基づき，裁判所による契約の解除または本条第4項に定める事由に基づいた契約の改訂がなされ得る。

(1) 契約締結時に，そのような事情の変更は生じないということを当事者が前提としていたこと。

(2) それが生じた後には，契約の性質および取引の条件によって期待された程度の配慮および注意を尽くすことによっては関係当事者が克服できないような原因によって，事情の変更が生じたこと。

(3) 契約条項を改訂せずに契約を履行した場合には，その契約と関連した当事者の財産的利益の均衡が著しく害され，その関係当事者が契約締結時に期待し得たものが著しく奪われるような損失がその当事者に生じるとき。

(4) 取引上の慣習および契約の性質からは，その事情の変更に関するリスクが関係当事者によって負担されるべきものとは解されないこと。

3 重大な事情変更の結果，契約が解除されるときは，裁判所は，一方当事者の請求に基づき，その契約の履行に関して当事者が負担した費用を当事者間で公正に配分する必要性を基礎として，契約の解除の効果を定める。

4 事情の重大な変更による契約の改訂は，契約の解除が公共の利益に反するとき，または，それが裁判所によって改訂された条項の下での契約の履行に要する費用を著しく超える損失を両当事者に生ぜしめるときという例外的な場合において，裁判所の決定により認められる。

#### 第452条 契約の改訂および解除の手続

1 契約の改訂または解除に関する合意は，その契約と同一の方式によって行われる。ただし，

法律、その他の法令、契約または取引上の慣習に従って別段に扱われる場合を除く。

- 2 契約の改訂または解除に関する請求は、一方当事者の改訂または解除に関する提案に対する他方当事者の拒絶を受け取った後、または、その改訂提案において示されまたは法律もしくは契約によって定められた期間内に、またその定めのないときは30日以内に、返答を受けなかった場合にのみ、その当事者により裁判所に提起され得る。

#### 第453条 契約の改訂および解除の効果

- 1 契約を改訂したときは、当事者の債権債務関係は改訂された内容において維持される。
- 2 契約を解除したときは、当事者の債権債務関係は終了する。
- 3 契約を改訂または解除したときは、債権債務関係は、合意または契約改訂の性質から別段に扱われる場合を除き、契約の改訂または解除について当事者が合意をした時から、改訂または解除されたものと見なす。裁判所の決定によって契約を改訂または解除するときは、契約の改訂または解除に関する裁判所の決定が効力を生じた時から、改訂または解除されたものと見なす。
- 4 当事者は、契約の改訂または解除の時点までに、その債権債務関係に従って当事者によって履行されたものの返還を請求する権利を、有しない。ただし、法律または当事者間の合意によって別段の定めのある場合を除く。
- 5 当事者の一方による契約の重大な違反が契約の改訂または解除の事由であるときは、他方当事者は、契約の改訂または解除によって生じる損失についての填補を請求する権利を有する。

#### 〔アメリカ統一商事法典〕

##### 第2-615条 前提とされる条件が成就されなかったことによる免責

売主がより大きな責任を引き受けている場合を除き、かつ、代替履行に関する前条の規定に従い、

- (a) 発生することが契約締結の基本的な前提として予定されていない偶発的事故の発生によって、またはその後これが無効であることが証明されたか否かに関わらず外国または国内の政府の規制もしくは命令によって、合意された履行が実行不可能となった場合、(b)項および(c)項に従った売主による、商品の全部もしくは一部分における引渡しの遅滞または引渡不能は、売買契約上の売主の義務違反ではない。
- (b) (a)項に述べられた原因が、売主の履行能力の一部にしか影響を与えない場合には、売主は、その顧客の間で生産と引渡を配分しなければならない。ただし、売主の任意により、その時点で契約を締結していない固定客ならびに売主自身がその後の製造のために必要とする分についても、配分に含めることができる。売主による配分は、公正かつ合理的ないかなる方法によることもできる。
- (c) 売主は、遅滞または引渡不能が生じるであろうことにつき、買主に対し適時に通知しなければならない。買主は、(b)項に基づき配分が求められる場合には、買主が入手できるであろう推定割当量についても通知しなければならない。

〔中華人民共和国最高人民法院による「中華人民共和国契約法」の適用上の若干の問題に関する解釈（二）〕

26条

契約成立後に、当事者が契約締結時に予見し得ず、不可抗力によらずまた商業上のリスクに含まれない客観的事情につき重大な変化が生じ、契約の履行を継続させることが一方当事者にとって明らかに公平を欠きまたは契約の目的を達し得ず、当事者が人民法院に契約の変更または解除を請求したときは、人民法院は公平の原則に基づき、かつ事案の実際の状況を斟酌し、変更または解除を行うか否かを決定する。

〔中華民法〕

227条の2

契約成立の後に、事情が変更し、その当時予見することができず、その本来の効果に従うと明らかに公平を失う場合には、当事者は裁判所に給付の増減またはその本来の効果の変更を求めることができる。

前項の規定は、契約によらずして発生した債権について準用する。

〔ユニドロワ国際商事契約原則〕

第6. 2, 1条（契約の遵守）

契約の履行が、当事者の一方にとって、より負担の大きいものとなっても、ハードシップに関する以下の規定に服するほか、その当事者は自己の債務を履行しなければならない。

第6. 2. 2条（ハードシップの定義）

ある出来事が生じたため、当事者の履行に要する費用が増加し、または当事者の受領する履行の価値が減少し、それにより契約の均衡に重大な変更をもたらされた場合において、以下の各号に定める要件が満たされるときは、ハードシップが存在する。

- (a) その出来事が生じ、または不利な立場の当事者がそれを知るに至ったのが、契約締結後であること。
- (b) その出来事が、不利な立場の当事者にとって、契約締結時に、合理的にみて考慮し得るものではなかったこと。
- (c) その出来事が、不利な立場の当事者の支配を越えたものであること。
- (d) その出来事のリスクが、不利な立場の当事者により引き受けられていなかったこと。

第6. 2. 3条（ハードシップの効果）

- (1) ハードシップがあるとされるときには、不利な立場の当事者は、再交渉を要請する権利を有する。この要請は、不当に遅延することなく、かつそれを基礎づける根拠を示してしなければならない。
- (2) 再交渉の要請は、それ自体は、不利な立場の当事者に履行を留保する権利を与えるものではない。
- (3) 合理的期間内に合意に達することができないときは、各当事者は裁判所に次項の判断を求めることができる。

(4) 裁判所は、ハードシップがあると認める場合において、それが合理的であるときは、以下の各号の判断を行うことができる。

(a) 裁判所の定める期日および条件により、契約を解消すること。

(b) 契約の均衡を回復させるために契約を改訂すること。

### 〔ヨーロッパ契約法原則〕

#### 6：111条 事情の変更

(1) 履行に要する費用が増加し、または当事者の受領する履行の価値が減少し、これによって履行がより負担の大きいものになったとしても、当事者は自己の債務を履行しなければならない。

(2) 前項の規定にかかわらず、事情の変更により契約の履行が著しく負担の大きいものになった場合において、次の各号に定める要件がすべて満たされるときは、当事者は、契約を改訂または終了するという目的で、交渉を開始しなければならない。

(a) 事情の変更が生じたのが、契約締結後であること

(b) 事情変更の可能性が、契約締結時に、合理的にみて考慮できるものではなかったこと

(c) 事情変更のリスクが、当該契約によると、影響を被る当事者の負担とされるべきものではなかったこと

(3) 当事者が合理的な期間内に合意に達することができないときは、裁判所は、次の各号の判断をすることができる。

(a) 裁判所の決定する期日および条件で契約を終了すること

(b) 事情の変更から生じている損失および利得を、当事者間で公正かつ衡平な形で配分するために、契約を改訂すること

いずれの場合においても、裁判所は、当事者の一方が信義誠実および公正取引の原則に反する交渉拒絶または交渉の破棄により相手方が被った損害の賠償を命じることができる。

### 〔共通欧州売買法（草案）〕

#### 第89条 事情変更

1 履行に関する費用が増加し、または引き換えに受け取るべきものの価値が減少したことによって、履行がより負担の大きいものとなったとしても、当事者はその債務を履行しなければならない。

例外的な事情の変更により履行が著しく負担の大きいものとなったときは、当事者は、契約を改訂または解消するために、交渉を開始する義務を負う。

2 当事者が合理的な期間内に合意に達しないときは、各当事者の要請に基づいて、裁判所は、次の各号の判断を行うことができる。

(a) 当事者がその事情の変更を考慮していたならば契約締結時において合理的に見て合意をしていたであろう内容と一致するように、契約を改訂すること。

(b) 裁判所の定める期日および条件において、第8条の定める意味において契約を解消すること。

3 第1項および第2項は、次の各号に定める要件を満たす場合にのみ適用する。

- (a) 事情の変更が生じたのが，契約締結後であること。
  - (b) 事情の変更を主張する当事者が，その当時に事情の変更の可能性または規模を考慮しておらず，かつ考慮することを期待され得なかったこと。
  - (c) 不利な立場の当事者が，事情変更のリスクを引き受けておらず，かつ合理的に見て引き受けていたと見なすことができないこと。
- 4 第2項および第3項の適用に当たり，「裁判所」は仲裁裁判所を含む。